

## 新城市市制施行20周年記念式典検討委員会要綱

### (設置)

第1条 新城市市制施行20周年を記念する式典（以下「20周年記念式典」という。）の実施に関し必要な事項を検討するため、新城市市制施行20周年記念式典検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 20周年記念式典の実施内容に関する事。
- (2) その他20周年記念式典に関し必要と認められる事。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部秘書人事課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後初めて開く委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。